

むこう 今昔写真館

② 西国街道

12回シリーズの2回目

【昭和34年(1959)】



奥の方の軒先の看板に、精肉店や自転車店の文字が見える。(今西正二撮影写真、向日市文化資料館へ寄贈資料)

【現在】



平成16年10月に、この区間の商店街名を公募し、“向日えきえきストリート”と命名されている。(平成18年(2006)4月撮影)

JR向日町駅の前から阪急東向日駅の方へ、斜めに延びる道が西国街道です。写真はJR側から撮影されたもので、道の奥の方に西山の山並みが、少し見えています。

上の写真は、おそらく昭和34年8月、付近一帯が浸水した時のものです。川のようになった道路を走る車のヘッドに「都」のマークがあり、都タクシーの車と思われます。後ろに三輪トラックが続いています。家の前に人びとが出てきて、心配そうに何か話しをされているようすが写っています。

撮影地点の少し手前を流れる寺戸川を深田川と呼び、深田橋が架かるように、古くは深田の地名が残るこのあたりは、向日市内でもいちばん水がつきやすい場所でした。平成7年から始まった京都府と向日市の雨水整備事業により、長く続いた浸水の不安も解消されつつあり、この道路の下にも平成15年(2003)4月に雨水トンネルが完成しています。

明治9年(1876)に東海道線の向日町駅が、西国街道と交差する地点に開業すると、周辺は乙訓の物流拠点の一つとなりました。昭和3年(1925)に新京阪線(現在の阪急京都線)の東向日町駅ができると、駅と駅を結ぶ街道の両側には、商店が建ち並ぶようになりました。

この付近の街道は府道向日町停車場線で、現在京都府による道路拡幅事業が進められており、昨年JR向日町駅前広場が完成するなど、さまざまな事業が展開されている場所です。

お問い合わせ
文化資料館 ☎931-1182

新着図書



ずっとママといっしょがいいの!
ヘド・ファン・ヘネヒテン作 主婦の友社

カンガルーの子ども、ベビルーはママのふくろのなかが好き。あったかくて、ふわふわしてて、とっても安心できるんだもん。

でも、ママは外にでなきゃだめっていうの。つらい子離れ、親離れの親子のきもちを描く。

一般図書

- 町会長・自治会長のスピーチと役割 前之園明良著 実業之日本社
- 日本人のビミョウなマナー 鈴木あつこ著 PHP研究所
- 薬局で買える薬がよくわかる本 佐川賢一著 法研
- 本当に暮らしやすい間取り138の条件 成美堂出版編集部 成美堂出版
- リネン屋さんのリネンの本 リネンバード著 筑摩書房
- うちの週末ごはん 根本きこ著 小学館
- 作曲家・武満徹との日々を語る 武満浅香著 小学館
- おじさんはなぜ時代小説が好きか 関川夏央著 岩波書店
- 俳句で歩く京都 坪内稔典文 淡交社
- 町長選挙 奥田英朗著 文芸春秋
- 旅の発見 日本エッセイスト・クラブ編 岩波書店
- 徳川さん宅(ち)の常識 徳川義宣著 淡交社
- 大吸血時代 デイヴィッド・ソズノウスキ著 求竜堂

児童図書

- こども地震サバイバルマニュアル 国崎信江著 ポプラ社
- TSUNAMIをこえて スマトラ沖地震とアチェの人びと 藤谷健文 ポプラ社
- カルタ 宮本貴美子文 文溪堂
- ファンム・アレース 香月日輪著 講談社
- ハキちゃんの「はっぴょうします」 薫くみこ作 佼成出版社
- 菜緒のふしぎ物語 竹内もと代文 アリス館
- どうしたの 内田麟太郎文 教育画劇
- フランダースの犬 ウィーダ原作 いもとようこ文・絵 金の星社
- リサ ママへプレゼント アン・グットマン文 ブロンズ新社

インターネット貸出予約が始まりました

事前に図書館でパスワードをご登録ください。
■パスワードをご登録いただける方■
向日市在住・通勤(パート、アルバイトは除く)・通学されている中学生以上の方。パスワードはご本人でないとご登録いただけません。身体が不自由で来館が困難な方は、ご連絡ください。

■パスワードの登録に必要なもの■
貸出券と向日市に在住していることが確認できるもの(健康保険証、運転免許証、学生証など)
向日市に通勤・通学されている方は、通勤・通学していることがわかるものと住所が確認できるものの両方が必要です。

HP <http://www.library.muko.kyoto.jp/>

お問い合わせ 図書館 ☎931-1181

悪質商法にご用心

クーリングオフ制度を知っていますか?

クーリングオフ(cooling-off)とは

契約をした消費者が、冷静になって考え直したところ、契約をやめたいと思えば、一方的に無条件で申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です。(特定商取引法)

訪問販売や電話勧誘販売での契約は、店舗販売と違い、買う予定もない商品を勧められます。しかも、その商品が本当に必要なか、品質も値段も妥当なのかわからないまま、強引で巧妙なセールストークで契約させられる場合が多いのです。そこで「消費者が冷静になって考える期間」が設けられました。それがクーリングオフ期間です。

契約をしたが「しまった!」と思ったときや「納得できない!」ときは、泣き寝入りしないで、期間内(契約内容により8~20日間)に配達記録郵便(ハガキ)か、内容証明郵便で契約解除の書面を出し、クーリングオフを行使しましょう(ハガキの場合はコピーを取って保管)。

【記入例】

契約解除通知書

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売会社名 ○○○社
担当者 ○○氏

上記日付の契約は解除します。
なお、支払済の○○○○円を返金し、商品を引き取って下さい。

○年○月○日
○市○町○○ ○番地
氏名 ○○○○

※相手先所在地・宛名を記入

【一人で悩まず消費生活相談へ】

- 専門の相談員による相談を行っています。個人で対処しようとせず、相談をご利用ください。
- 相談日/毎週水曜日(午前10時~午後4時)、毎週月・金曜日(午後1時~4時)
- 相談場所/市民相談室(市役所1階)

【土・日曜日の相談は】

- 緊急的な土曜日・日曜日の消費生活電話相談窓口を開設しています。(京都府・京都市の共同事業)
- 土曜日・日曜日・午前10時~午後4時
- ☎257-9002、電話相談のみ

お問い合わせ 環境政策課防災安全係(内線249、235)